

埼玉県種苗センター利用の手引き



令和6年4月



指定管理者

公益社団法人 埼玉県農林公社

目 次

	ページ
埼玉県種苗センターの概要	1
業務内容	2
主な施設	3
施設配置図	4
種苗供給実績	5
原種の供給について	6
ウイルスフリー苗等の優良苗の供給について	7
受託育成苗について	8
見学と研修室の利用について	9
利用の皆様へ（遵守事項とお願い）	10
埼玉県種苗センター利用の条件	11
優良種苗供給申込書	12
種苗（実生苗）育成委託許可申請書	13
種苗（接ぎ木苗）育成委託許可申請書	14
種苗（成型苗）育成委託許可書	15
種苗（接ぎ木苗）育成委託許可書	16
見学・集合研修室等の使用申込書	17

埼玉県種苗センターの概要

1 設置の目的・役割

水稻、麦類、大豆など主穀作の原種や県の試験研究機関で育成・開発した新品種、ウイルスフリー苗などの健全で優良な原苗を育成・供給することにより、本県農業の振興・発展を図る。

また、農家等から委託された種苗を育成することで農家等の育苗の負担を軽減する等、経営改善を支援する。

2 経緯

平成3年度	用地取得、測量、地質調査、造成工事
平成5年度	管理研修棟ほか基幹施設工事完了
平成6年度	開所、業務開始
平成8年度	原種貯蔵棟の整備、ハウスの増設など施設整備終了
平成30年度	いちご苗増殖用鉄骨ビニールハウス増設

3 施設の概要

所在地	鴻巣市関新田 1693-1
敷地面積	5.6ha

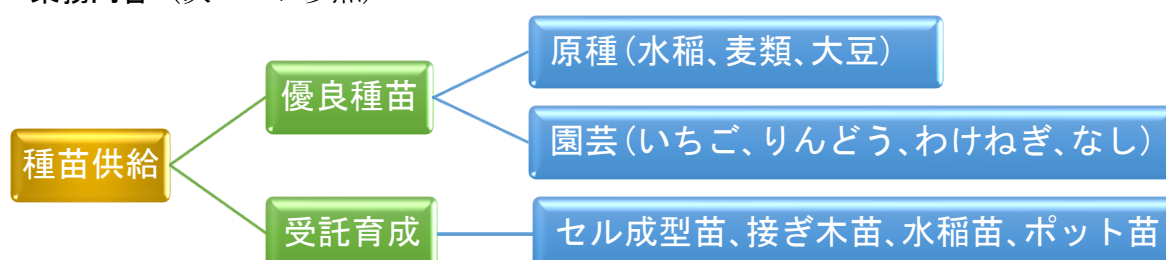
4 管理運営

平成6～17年度	管理業務を県から受託
平成18～20年度	指定管理者として県から受託
平成21～25年度	
平成26～30年度	
令和元～5年度	
令和6～10年度	

5 組織 (12人)



6 業務内容 (次ページ参照)



業務内容

I 優良種苗の生産供給

- (1) 主要農作物(水稲、麦類、大豆)の原種生産
種苗センター(原種)→採種ほ場(種子)→生産者
- (2) 園芸作物優良種苗の生産
 - ・いちご、りんどう、わけねぎのウイルスフリー苗
 - ・なし苗木(彩玉)



埼玉県が育成したいちご「あまりん」

II 種苗の受託育成

- (1) 産地づくりを支援
 - 生産者から播種・育苗を受託し、産地づくりを支援
 - ・成型苗(野菜・花き)、接ぎ木苗(野菜)
 - ポット苗(花き・野菜)、水稲苗



青パパイヤ苗

- (2) 関係機関との連携
 - ア 県が進める「みどりの学校ファーム」の取組を支援するため、JAを通じて春・秋野菜の苗を小・中学校へ供給



小学校での植付風景

- イ 公園緑地協会や住宅供給公社等と連携して県営の公園や住宅に花植栽用苗を供給し、景観作りを支援



熊谷スポーツ文化公園

III S—GAPの実践

S—GAPを実践することで品質向上、作業者の安全、環境負荷軽減等による苗生産の効率化と経営の合理化を推進

令和5年10月 S—GAP実践農場評価

7 主な施設

(1) 管理研修棟

1棟 1,078㎡

1階に培養施設と事務室

2階に研修室、会議室



管理研修棟

(2) ガラス温室

りんどう・わけねぎウイルスフリー苗の育成

12棟 2,040㎡

コンピュータ管理による複合環境制御
防虫網の設置等病害虫侵入対策の徹底



ガラス温室

(3) 鉄骨ビニールハウス

いちごウイルスフリー苗の育成

4棟 3,528㎡

コンピュータ管理による複合環境制御
自動かん水装置完備



鉄骨ビニールハウス

(4) 育成ハウス（硬質プラスチックハウス）

成型苗、接ぎ木苗等の育成

12棟 2,592㎡

ハウスには暖房機、自動換気、自動
灌水装置、冷房装置、自動播種機、
発芽庫が設置



育成ハウス

(5) 原種貯蔵棟

原種を低温貯蔵 1棟 312㎡

種子としての品質を長期間維持できる
よう庫内は温度10℃、湿度30%に管
理し、水稻、麦類、大豆の原種を貯蔵

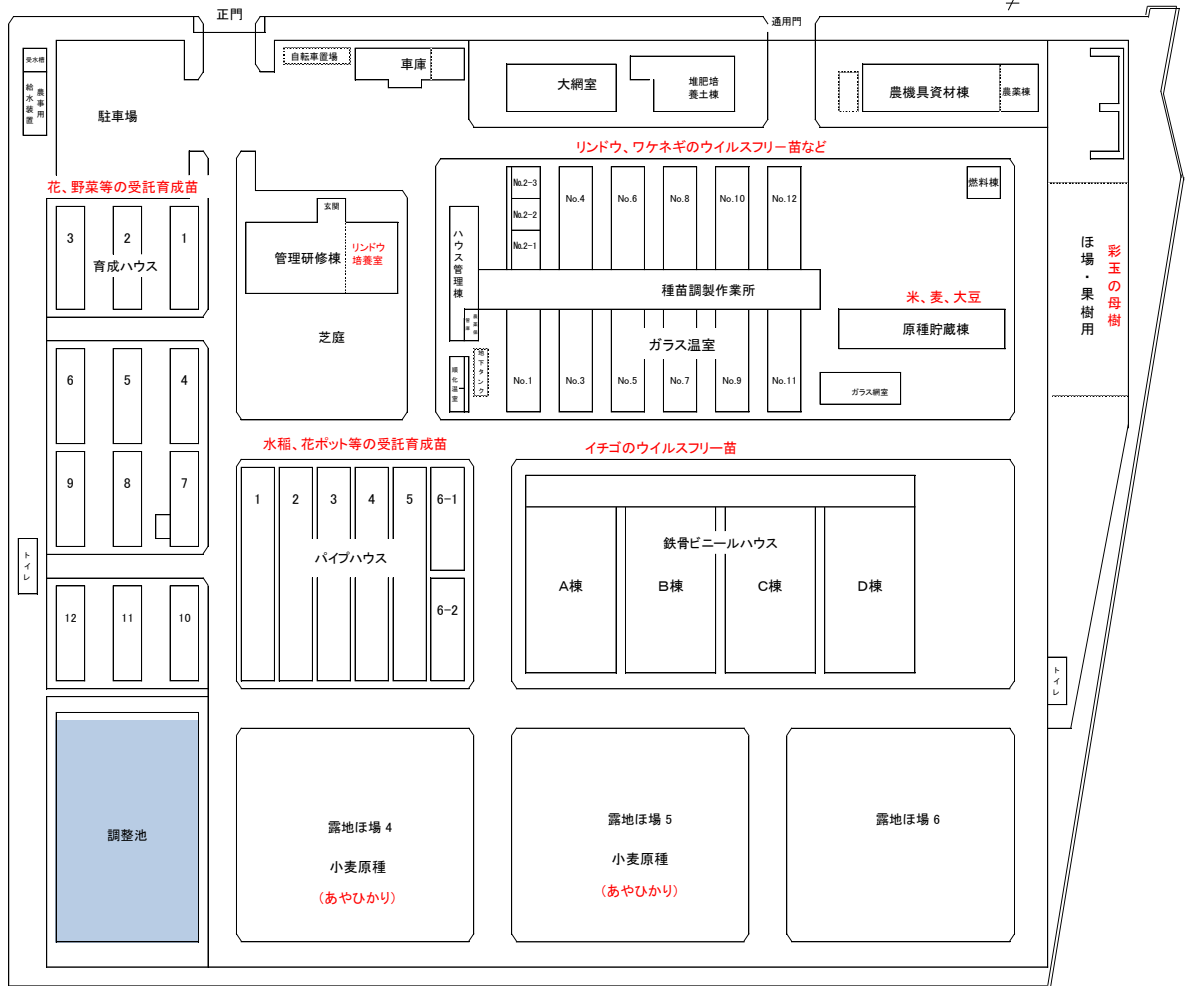


原種貯蔵棟

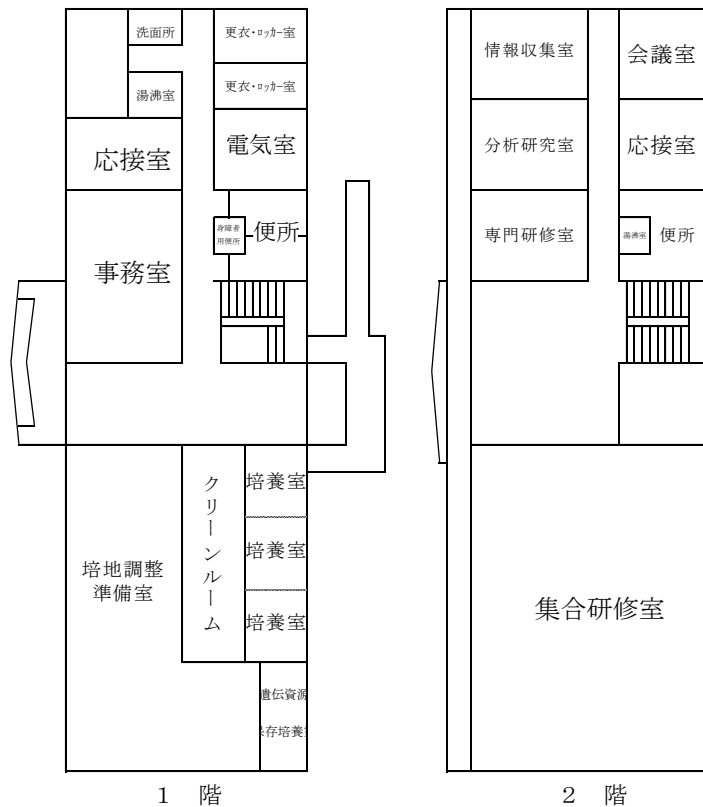
(6) その他の施設

施設名	機能・内容	面積(㎡)
ハウス管理棟	コンピュータ、管理室、冷蔵室等	240
農機具資材棟	農業機械の格納、肥料の保管等	405
堆肥培養土棟	土壌消毒機、培養土等の置き場	216

施設配置図



管理研修棟見取図



種苗供給実績（令和5年度）

1 優良種苗

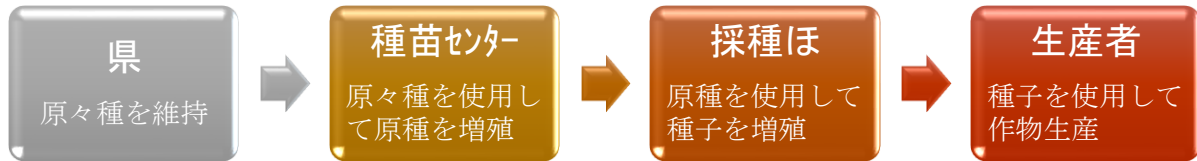
作物	種類	品種名等	供給数量
主要農作物（kg）	水稻	コシヒカリ	511.5
		キヌヒカリ	225.5
		彩のかがやき	1,726.0
		彩のみのり	0.0
		彩のきずな	1,647.5
		さけ武蔵	10.5
		むさしの26号	20.0
		えみほころ	89.5
	小計		4,230.5
	飼料用苗	はまさり	17.3
	小計		17.3
	小麦	あやひかり	2,532.5
		さとのそら	6,217.0
	小計		8,749.5
	はだか麦	イチバンボシ	0.0
	二条大麦	彩の星	11.5
		ニューサチホゴールデン	41.5
	六条大麦	すずかぜ	192.5
	小計		245.5
	大豆	里のほほえみ	369.0
	小計		369.0
主要農作物 計		13,611.8	
		やよいひめ	17,594.0
		あまりん	30,902.0
		かおりん	3,420.0
		べにたま	11,790.0
	小計		63,706.0
	りんどう	穂高	4,500.0
		白2号	100.0
	小計		4,600.0
	わけねぎ	優良系統	2,820.0
	なし	彩玉	641.0
園芸作物 計		71,767.0	
優良種苗 合計		85,378.8	

2 受託育成

	種類	品目数	数量	単位
成型苗	花き	18	855	トレイ
	野菜	19	8,455	
	小計	37	9,310	
ポット苗	野菜・花き		172,677	ポット
接ぎ木苗	きゅうり・なす		2,763	本
水稻苗	硬化・芽出し		8,096	箱
合計			192,846	

原種の供給について

種苗センターでは、種子更新率の向上を支援するため、県奨励品種の水稲、麦類、大豆の原種生産を行っています。



種苗センターで生産した原種は、県内の採種ほ生産者によってさらに増殖され、生産農家に供給される仕組みになっています。



異型株抜き取り作業(水稲・麦類)



混種防止のため使用機械を清掃



大豆原種の選別(粒形) → (粒径) → (色彩) → (目視)

取り扱う作物は以下のとおりです。

- | | | |
|------|-----|---|
| 水稲 | ・・・ | 彩のかがやき、コシヒカリ、彩のきずな、キヌヒカリ、彩のみのり、さけ武蔵、えみほころ、むさしの26号 |
| 飼料用稲 | ・・・ | はまさり |
| 小麦 | ・・・ | さとのそら、あやひかり |
| 大麦 | ・・・ | 彩の星、ニューサチホゴールデン、すずかぜ |
| 裸麦 | ・・・ | イチバンボシ |
| 大豆 | ・・・ | 里のほほえみ |

優良種苗の供給は計画的に生産をしていますので、事前に生産団体やJAに相談のうえ、埼玉県農林部生産振興課へ所定の様式(優良種苗供給申込書)に必要事項を記載し、お申し込みください。

ウイルスフリー苗等の優良苗の供給について

種苗センターでは、農業技術研究センターが育成したいちご、りんどう、わけねぎのウイルスフリー苗（ウイルスにおかされていない健全な苗）となしの苗木の生産を行い供給しています。

〔参考〕

1) ウイルスに汚染されると？

①収穫物の品質の低下 ②収量の減少 ③貯蔵性の悪化
などの被害が発生し、生産者の経営を圧迫します。

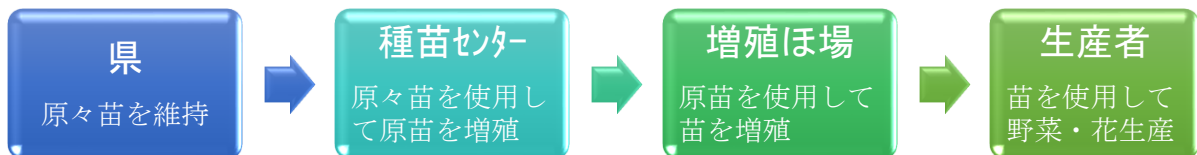
2) なぜウイルス病になるのか？

ウイルス病に感染している植物を吸汁したアブラムシ類等の微小害虫によって、ウイルスが植物へ伝達されます。また、特に栄養繁殖性の植物では次世代に感染するため、一度汚染されるとこれを取り除くことはきわめて困難です。

このため、ウイルス病対策は生産者にとって極めて重要で、ウイルスフリー苗の供給は安定生産のための必須要件となっています。

種苗センターでは、病害虫対策に万全を期しているとともに、病原菌の検定を実施して、健全で優良な苗を生産し、産地に安定供給しています。

種苗センターにおけるウイルスフリー苗の生産・供給の流れ



〔例：いちご〕



原々苗から原苗を増殖



原苗から親苗を増殖



親苗を生産者団体へ配布

取り扱う作物は以下のとおりです。

いちご	・・・	あまりん、かおりん、べにたま、やよいひめ
りんどう	・・・	穂高、白2号
わけねぎ	・・・	優良系統
なし	・・・	彩玉（接木苗）

優良種苗の供給は計画的に生産をしていますので、事前に生産団体やJAにご相談ください。

受託育成苗について

農作業の省力化・効率化や経営規模の拡大等を支援するため、生産者から注文を受けて野菜・花のセル成型苗やポット苗、きゅうり・なすの接ぎ木苗、水稻の箱苗などを生産しています。

①セル成型苗



ブロッコリーセル成型苗

②ポット苗



花(マリーゴールド)ポット苗

③接ぎ木苗



きゅうり接ぎ木苗

④水稻箱苗



水稻箱苗

取り扱う規格、作物は以下のとおりです。

- | | | |
|-------|-----|--|
| セル成型苗 | ・・・ | 128穴、200穴、288穴、406穴、512穴の
種苗センターが定めた規格トレイ |
| ポット苗 | ・・・ | 7.5cm、9.0cm、10.5cm |
| 接ぎ木苗 | ・・・ | きゅうり、なす |
| 水稻箱苗 | ・・・ | 水稻の芽出し苗、水稻の硬化苗 |

生産団体やJAを通じて、所定の様式（種苗育成委託許可申請書）に必要事項を記載のうえ、お申し込みください。

委託を決定したときは、種苗育成委託許可書を発行します。

※注文の内容や条件によっては、お受けできないこともありますのでご承知ください。

見学と研修室の利用について

種苗センターでは、生産者や農業関係団体等にセンター内の研修室、会議室を貸し出しています。

また施設等の視察や見学・研修についても受け付けています。



集合研修室
(最大利用人数 100人)



専門研修室
(最大利用人数 18人)



会議室
(最大利用人数 18人)



応接室
(最大利用人数 6人)

研修室の貸し出し及び見学について

研修室の貸し出し及び見学業務は、原則として平日の午前9時から午後4時になります。

所定の申請用紙に必要事項を記入し事前に申し込みください。

マイク、プロジェクター等の視聴覚機材の貸し出しは事前に申し込みください。

※土、日、祝日、12月29日～1月3日は研修室の貸し出し及び見学業務は行っておりません。

利用の皆様へ（遵守事項とお願い）

種苗センター利用者の遵守事項

- 1 駐車場以外へ自動車などを乗り入れないでください。
- 2 ガラス温室などの種苗の増殖・育成施設並びにほ場に立ち入らないでください。
- 3 センター内の植物を抜き取り、果実や種子若しくはその植物体の一部を採取し、又は枝葉等に損害を与えないでください。
- 4 受動喫煙防止のため、館内を禁煙とさせていただきます。

種苗センターでは、いちご、わけねぎ、リンドウのウイルスフリー苗など、健全で優良な種苗を育成するため、日頃から以下のように病害虫の防除に努めています。種苗センターをご利用いただく皆様にも、ご理解とご協力をお願いいたします。

種苗センターにおける病害虫対策

- ★ 病害虫をセンター内に持ち込まない。
- ★ 病害虫を温室、ハウス、ほ場に持ち込まない。
- ★ センター内に病害虫の発生源を作らない。
- ★ 病害虫の早期発見、早期防除に努める。

【具体的な取り組み】

- 通勤前は植物に触れない。触れた時は十分対処してから出勤する。
- 靴は、通勤用、温室用、ハウス用、ほ場作業用を区別し、履き替える。
- 作業は清潔な服装で行う。
- 作業前には手を洗う。
- 温室、ハウス内は常に清潔に保つ。
- 使用資材・器具は、地面に直接置かない。
- ほ場での作業後は、できるだけ温室、ハウスに入らない。
- ゴミ捨て作業後は、運搬車や靴等を十分洗浄する。
- 温室、ハウス周辺の雑草防除に努める。
- センター内樹木の病害虫防除に努める。
- ”変だな”と思ったらすぐに連絡する。

立ち入り禁止のお願い

種苗センターでは、病害虫の防止対策上、関係者以外の立入りを禁止している施設があります。

埼玉県種苗センター利用の条件

1 種苗育成の委託について

埼玉県種苗センター（以下「センター」）に種苗の育成を委託しようとする者（以下「委託しようとする者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、センターを利用できません。

- (1) 委託しようとする者が、県内に住所を有しない者であるとき。
- (2) 委託しようとする者が、種苗の譲渡を目的として、育成を委託しようとするものであると認められるとき。
- (3) 委託しようとする者が、種苗の育成の請負を業とするものであると認められるとき。
- (4) 委託しようとする者が、種苗法（平成10年法律第83号）第21条第2項に規定する登録品種等の種苗の繁殖を目的として、育成を委託しようとするものであると認められるとき。
- (5) 委託に係る種苗が、センターの技術上又は管理上適正に育成することが困難であるものと認められるとき。

2 センターの利用について

次のいずれかに該当する場合は、センターを利用できません。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) センター内の施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

3 その他

センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者については立入りを禁止し又はその者に対しセンターからの退去を命ずることがあります。

優良種苗供給申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(申請者) 住所又は事務所所在地

〒

(ふりがな)
氏名又は集団名

電話番号

次のとおり、埼玉県種苗センターから、種苗の供給を受けたいので申し込みます。

種苗の種類	品 種	苗 姿	数 量	希望供給期間 (年月日～年月日)	※センターで記入 (年 月 日)	
					数 量	金 額

(注) 申し込む上での留意事項

- 1 供給する種苗の生産状況等により供給数量が希望を下回る場合があります。
- 2 供給数量及び売払い価格並びに供給時期については、追って通知します。
- 3 送付後、発行する納入通知書(請求書)のあて名は申請者となりますので、御注意ください。

様式第1号(2) (第2条関係)

種苗（実生苗）育成委託許可申請書

年 月 日

(埼玉県種苗センター指定管理者) 様

(申請者) 〒

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名

又は氏名 _____

担当者名 _____

電話番号 (— —) _____

次のとおり種苗の育成を委託したいので、申請します。

育成を委託する種苗			
品 種 名	(① 自家育成品種 ② 一般品種)		
育成する苗の数量	本 (箱)		
育苗容器の種類 及び規格	種 類	規 格	
育 成 期 間	は種をした日から起算して 日間		
引 取 希 望 時 期	令和 年 月 (上旬 中旬 下旬)		
特 記 事 項			
※ セ ン タ ー 記 入 欄	委 託 育 成 開 始 日	年 月 日	
	種 苗 引 渡 日	年 月 日	
	基本料金	超過料金	合計 (利用料金)
	円	円	円

注 ※印の欄は、センターで記入します。

様式第1号(3) (第2条関係)

種苗 (接ぎ木苗) 育成委託許可申請書

年 月 日

(埼玉県種苗センター指定管理者) 様

(申請者) 〒

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

又は氏名 _____

担当者名 _____

電話番号 (_____)

次のとおり種苗の育成を委託したいので、申請します。

育成を委託する種苗		接ぎ木苗	
品 種 名	穂 木	(① 自家育成品種 ② 一般品種)	
	台 木	(① 自家育成品種 ② 一般品種)	
育成する苗の本数		本	
育 成 期 間		は種をした日から起算して 日間	
引 取 希 望 時 期		令和 年 月 (上旬 中旬 下旬)	
特 記 事 項			
※ セ ン タ ー 記 入 欄	委 託 育 成 開 始 日		年 月 日
	種 苗 引 渡 日		年 月 日
	基 本 料 金	超 過 料 金	合 計 (利 用 料 金)
	円	円	円

注 ※印の欄は、センターで記入します。

様式第2号(2) (第2条関係)

種苗(成型苗)育成委託許可書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県種苗センター指定管理者 印

令和 年 月 日付けで申請のあった種苗の育成委託については、次のとおり許可します。

育成する種苗	成型苗	
品 種 名	(① 自家育成品種 ② 一般品種)	
育成する苗の本数	トレイ	
育苗容器の種類 及び規格	種 類	規 格
	セルトレイ	穴
育 成 期 間	は種をした日から起算して 日間	
引 渡 予 定 日	令和 年 月 日	
利用の条件等	<p>1 育成に用いる種子は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間にセンターに搬入してください。</p> <p>2 種子の発芽試験により、適正な育成をすることが困難となる発芽不良、病害、その他これらに類する要因があると認められるときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>3 引渡し場所は、センターとします。</p> <p>4 育成に係る利用料金は、引渡しの日までに納付してください。</p>	
利 用 料 金	円	

様式第2号(3) (第2条関係)

種苗 (接ぎ木苗) 育成委託許可書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県種苗センター指定管理者 印

令和 年 月 日付けで申請のあった種苗の育成委託については、次のとおり許可します。

育成する種苗	接ぎ木苗	
品 種 名	穂木	(① 自家育成品種 ② 一般品種)
	台木	(① 自家育成品種 ② 一般品種)
育成する苗の本数	本	
育 成 期 間	は種をした日から起算して 日間	
引 渡 予 定 日	令和 年 月 日	
利 用 の 条 件 等	<p>1 育成に用いる種子は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間にセンターに搬入してください。</p> <p>2 種子の発芽試験により、適正な育成をすることが困難となる発芽不良、病害、その他これらに類する要因があると認められるときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>3 引渡し場所は、センターとします。</p> <p>4 育成に係る利用料金は、引渡しの日までに納付してください。</p>	
利 用 料 金	円	

見学・集合研修室等の使用申込書

年 月 日

埼玉県種苗センター所長

(申請者) 住所又は事務所所在地

〒

(ふりがな)
氏名又は団体名

電話番号

次のとおり、埼玉県種苗センターの見学又は集合研修室等の使用をしたいので申し込みます。

記

1 日 時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 利用目的 (簡潔に記述する)

3 人 員 _____ 名

4 使用する研修室等

研修室等の名称	使用する視聴覚機材等	備考
集合研修室		
専門研修室		
会議室		
応接室		
その他 ()		

5 利用上の注意点等

- (1) 使用料は、無料とする。ただし、使用する茶等は持参のこと。
- (2) 研修室等は、使用前の現状に復すること。
- (3) センターの職員の指示に従うこと。
- (4) 故意又は重大な過失により機材等を損傷したときは、賠償すること。